

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、認定 NPO 法人なるとかなる（以下当法人の役員という）の月額報酬、賞与その他の事項を定める。

(役員)

第2条 本規程における役員とは、総会で選任された理事及び監事をいう。

(役員報酬の決定)

第3条 役員報酬は理事会で決定する。ただし、報酬を受けることができる役員数は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項第1号ロに定める数とする。

(報酬額)

第4条 役員の報酬額は、月額1万円とする。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正する場合は、理事会で審議して、決定する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。